

第48号

平成30年1月15日発行
社会福祉法人アムネかつしか

アムネ通信

amener[amne]

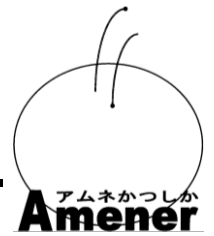
《 目 次 》



- ・法人本部事務局より …① ②
- ・【連載】地域で暮らす（Ⅲ）
～居宅介護（家事援助）～ …③ ④
- ・【特集】知って得する制度（Ⅲ）
～成年後見制度～ …⑤ ⑥
- ・ちょっと読んでみませんか？・編集後記 …⑦

- ①【あすなろの家】（就労継続支援(B型)・地域活動支援センター）
〒124-0024 葛飾区新小岩3-20-6 03-3674-2560
 - ②【コ パ ン】（地域活動支援センター・相談支援事業）
〒125-0051 葛飾区新宿3-9-11 03-6410-6149
 - ③【ビ オ ラ】（就労移行支援・就労継続支援(B型)）
〒125-0051 葛飾区新宿3-9-11 03-6410-6147
 - ④【第2あすなろの家】（就労継続支援(B型)）
〒124-0005 葛飾区宝町2-2-27 03-5698-8293
 - ⑤【グループまどか】（共同生活援助 通過型グループホーム）
〒125-0054 葛飾区高砂2 03-4291-2781
 - ⑥【グループまどかⅡ】（共同生活援助 通過型グループホーム）
〒125-0053 葛飾区鎌倉2 03-4291-7049
 - ⑦【さくらハウス】（就労継続支援(B型)）
〒125-0051 葛飾区新宿2-11-11 コイズミハイツ101 03-3627-3473
 - ⑧【も っ く】（地域活動支援センター・相談支援事業）
〒124-0011 葛飾区四つ木4-11-8 03-5654-6702
- 【法人本部事務局】（あすなろの家 内）
〒124-0024 葛飾区新小岩3-20-6 03-5879-5071

法人本部事務局より



～新しきスタートに向けて～

新年おめでとうございます。昨年は、大変お世話になり有難うございました。本年もどうぞよろしく
お願い申し上げます。

社会福祉法人制度の改革に沿う法人組織の見直しから一年が過ぎようとしています。

昨年は「アムネ」にとってもいろいろな面で改革の年となり、関係者皆様のご理解とご協力により、
新しいスタートに向け進むことが出来ました。改めて感謝申し上げます。

「アムネ」の新役員には、行政経験者、地域医療機関や町会代表及び福祉施設関係者の皆様から就任
の協力を頂くことが出来ました。今後の「アムネ」の経営に、皆様の豊富な知識とお力をお貸し頂きたく、
改めてお願い申し上げます。

法人経営には、施設等のハード面と、人材等のソフト面が車軸の両輪となります。

ハード面への取り組みは、行政や地域の理解と協力が得られて初めて実現につながります。「アムネ」
では事業の整備や充実をはかるため、既存施設の施設整備を中長期計画に入れ、行政との話し合いなど
に取り組んでいるところです。

ソフト面では、法人事業計画が行政の施策や地域及び法人の現状に沿ったものとなるようアセスメン
トしつつ、管理者及び事務局会議にて担当者一人一人意見を出し合い、時間をかけて協議しております。

人材の確保においては、より「働きやすい職場」を目指し、規程等の見直しと人事制度の整備を並行
して行っております。職員等の意見を取り入れ資格や役職・業務手当などを追加、関係諸規程を改正、
人事考課を実施して職員の仕事への意欲につなげております。

並行して職員の研修体系を整備し、働きながらの資格取得やスキルアップなどの「キャリアアップで
きる職場づくり」にも取り組んでおります。職員研修の場や交流の機会を増やし、情報の共有と職員が
切磋琢磨して相互育成をはかる「キャリアアップできる職場づくり」に取り組んで行くことを新しいス
タートに向けて進めているところです。

「アムネ」は社会福祉法人設立から 16 年を迎えます。今日までの行政はじめ地域関係者皆様のご理
解・ご協力に答えるために、地域の課題にも目を向け、地域との共生にも取り組んでまいります。福祉
施設として出来ることを職員間で話し合い、皆様の地域づくりに協力させて頂きたいと考えております。

私事ですが、年末に体調を崩し1か月間長期にお休みを頂きました。この間の行政担当者様のご配慮
に厚くお礼申し上げます。「アムネ」においても各事業所管理者と職員が責任をもって業務に専念し、お
互いに協力し合い問題なく運営されたことに、管理者と職員のチームワークの良さを再認識し、皆様
のお蔭をもちまして退院後も無理なく理事長の業務に携わることが出来ております。

今後も「アムネ」の基本姿勢である「地域の中で皆が差別されることなく豊かに、自分らしく生活す
る」を目標に経営に努めて行く所存でおります。

今後ともご指導・ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

社会福祉法人アムネかつしか
理事長 飛田 よし子



～葛飾たんぽぽ会、小松田会長より、新年のご挨拶をいただきました～



あけましておめでとうございます。

謹んで新年のご挨拶申し上げます。

旧年中は、貴法人におかれましては、日頃の支援をはじめ、ボランティア団体『はあーとのわ』さんが長年にわたり主催してくださっていた、BBQ 会やクリスマス会を貴法人でしっかりと受け継いでいただくなど、大変感謝しております。

葛飾たんぽぽ会は、1973年9月に発足し、葛飾区の助成と保健所の援助を力に活動を続けてきました。早いもので、今年で発足45年を迎えようとしています。

日頃の活動は、毎月第3金曜日の定例会を中心に、家族同士の交流をはじめ、悩み相談や新しいニュースの共有をしております。ここ最近は、「親亡き後」について、話題になることが多く、我々親の高齢化に伴い、“私たち親がいなくなった後、果して地域で暮らしていけるのか…”、“体調を崩し、また入院してしまうのではないかと…”など、“心配で心配でどうしようもない…”、という声も多くあります。

子供の金銭管理に不安を持っている親にとっての解決策のひとつとして考えられる、成年後見制度も、審査や費用の面でハードルが高く、限られた人しか利用できないこともあり、もう少し利用しやすい制度であってほしいと願うばかりです。

また、ずっと親と暮らしてきたひとり暮らしの経験がない子供が、ひとり暮らしの体験ができたり、職員の方々に見守っていただきながら暮らせる場所が、もっと増えてほしい、という親の声も多くあります。

家族の苦労は経験したものだけにしかわからないことも多く、全てを担わなければいけないという親としての責任感から、表に出すことができずに孤立してしまう家族が多いのも現状です。同じ悩みを抱える家族同士で悩みを共有することで、みんなで知恵を出し、支え合っていける存在として、この家族会が今後も継続していけることを、年頭に祈願し、新年の挨拶とさせていただきます。

今後も、引き続き、ご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

葛飾たんぽぽ会

会長 小松田 博



【連載】地域で暮らす（Ⅲ） ～居宅介護（家事援助）～

『地域で暮らす』をテーマに始まった連載 3 回目は、精神障害の方が多く利用されている、『居宅介護（家事援助）』です。

葛飾区内には、たくさんの訪問介護事業所があります。家事等でお困りの方は、検討してみたいかがでしょうか？

居宅介護（家事援助）とは

ホームヘルパーが、障害のある方の自宅に訪問し、調理、洗濯、掃除等の家事や、生活等に関する相談や助言、その他生活全般にわたる援助をする障害福祉サービスです。その他身体介護（入浴、排せつ、食事の介護）もありますが、精神障害の方は、ほとんど利用されていません。

どんな人が利用できるの

- ひとり暮らしで、自分ひとりで家事をすることが困難な方
- 家族と一緒に暮らしていても、家族が障害や病気などで家事をすることが困難な方

例えば・・・

- ・整理整頓ができず、部屋が散らかっている
- ・調理ができない/買い物ができない
- ・洗濯ができない
- ・掃除ができない など



どんなことをするの

自分が困っていることに応じて、必要な内容を組み合わせて、ヘルパーさんが自宅を訪問し、掃除、洗濯、調理、買い物などの援助をしてくれます。



利用してみた感想は



利用者の声



私はホームヘルパーの利用を始めて4年がたちます。主に調理や掃除の援助をしてもらっています。お風呂の掃除が特に大変でヘルパーさんがいることで助かっています。

長くヘルパーを使っているので来てくれるだけで安心します。ちょっとした事でも話を聞いてもらったり、教えてもらうことが多くてとても信頼しています。

（ペンネーム：ジュジュさん）

利用者の声



ホームヘルパーを利用するきっかけになったのは家に物が溢れてどうしようもなくなって保健師さんに相談したからです。今は週に1回、片付けや掃除が追いつかなかったところを手伝ってもらうようにしています。趣味の関係で物が増えやすいので整理整頓のアドバイスいただき、掃除や片付けの大切さをやさしく教えてくれています。

（ペンネーム：修さん）

利用するには

『障害福祉サービス受給者証』が必要です。手続き等は各市区町村へお問い合わせください。

葛飾区

【身体障害、知的障害】	・ 障害福祉課	03-5654-8262
	・ 自立生活支援センター	03-5698-1315
【精神障害、難病等】	・ 保健予防課	03-3602-1274

※居宅介護（家事援助）は、市区町村の認定調査により、「障害支援区分1以上」に該当する方が利用できるサービスです。

※「障害支援区分」とは

障害の特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表す区分
区分は1～6まであり、区分6の方が必要とされる支援の度合いが一番高い



【特集】知って **得** する制度（Ⅲ）



第3回目は、「成年後見制度」についてお届けします。

成年後見制度

成年後見制度について

成年後見制度とは、認知症その他の精神上的の障害により判断能力が不十分な人のために家庭裁判所によって選ばれた後見人が、本人の財産の管理や身上監護などを行うことで、その保護を図り、権利を擁護する制度です。

後見人は、本人を代理して法律行為を行ったり、また本人が締結した（本人にとって不利益となる）契約等を取り消したりすることで、本人の保護を図ります。

法定後見制度と任意後見制度

成年後見制度は、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つに大きく分けることができます。

法定後見制度とは？

本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所に後見開始の審判等を申立て、家庭裁判所によって選ばれた後見人が本人の支援を行うものです。後見人の権限や選任などは家庭裁判所が決定します。

任意後見制度とは？

本人の判断能力が不十分になる前に、信頼できる人と任意後見契約を結び、本人の判断能力が不十分になったときに、任意後見を開始させるものです。任意後見人の権限や選任などは本人がみずから決定します。

～3つの類型～

法定後見制度は、本人の判断能力に応じて「後見」、「保佐」、「補助」の3つの類型に分かれています。判断能力を常に欠いている人は「後見」、判断能力が著しく不十分な人は「保佐」、判断能力が不十分な人は「補助」が適用されます。

基本報酬

法定後見人の基本報酬は、通常の後見事務を行った場合に支払われます。その報酬金額は被支援者の財産によって左右されます。一般的に、毎月ではなく1年間に1回か半年に1回ほどの頻度で家庭裁判所に対して、報酬付与の申立により支払いが発生します。一般的な基本報酬の金額は以下のような目安が裁判所から公示されています。「補佐」、「補助」も同様の金額となっています。

※任意後見人の報酬は、本人と交わす任意後見契約の中での取り決めとなります。



被支援者の管理財産が 1,000 万円以下の場合	報酬月額 2 万円 程度
被支援者の管理財産が 1,000 万円以上、5,000 万円以下の場合	報酬月額 3～4 万円 程度
被支援者の管理財産が 5,000 万円以上の場合	報酬月額 5～6 万円 程度

成年後見制度申立て手続きの流れと費用



【 法定後見制度 】

1、準備

- ・成年後見人の候補者を検討
- ・申立書、診断書や謄本等の書類準備

2、申し立て

- ・申立人が本人の住所地を管轄する家庭裁判所に申立て

3、審理

- ・家庭裁判所の調査官による調査
- ・医師による鑑定

4、審判

- ・類型の決定と選任
- ・成年後見人の決定

5、後見開始

- ・登記後、後見活動

【 任意後見制度 】

1、任意後見人の決定

- ・任意後見人の決定
- ・任意後見契約の内容の決定

2、任意後見契約の締結

- ・謄本、住民票や印鑑証明書等の用意
- ・公正役場で公正証書による契約・登記

判断能力の低下

3、任意後見監督人の選任申立て

- ・財産目録や収支状況報告書等の用意
- ・家庭裁判所にて監督人の申立手続き

4、任意後見監督人の選任

5、後見開始

- ・登記後、後見活動

● 法定後見制度開始の審判の申立て

- 申立手数料（印紙代） 800円
- 登録手数料（印紙代） 2,600円
- 連絡用の郵便切手代
- 鑑定料（鑑定が必要な場合のみ）

● 任意後見制度の契約公正証書作成

- 任意後見契約書の手続料 11,000円
- 登録嘱託手数料 1,400円
- 登記所に納付する印紙代 2,600円
- 登記嘱託書郵送用の切手代など

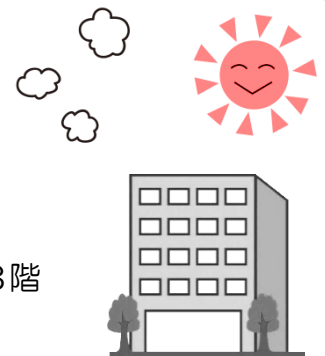
○お問い合わせ先（葛飾区）

社会福祉法人 葛飾区社会福祉協議会
葛飾区成年後見センター

電話番号：03-5672-2833

受付時間：平日（月曜～金曜）午前8時30分～午後5時

所在地：葛飾区堀切3-34-1 地域福祉・障害者センター3階
（ウェルピアかつしか）



ちょっと読んでみませんか？



「ここが軽くなる
マインドフルネスの本」

吉田昌生／著
出版社：清流出版
定価：1,200円＋税

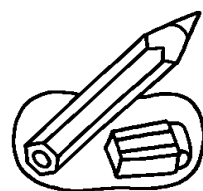
私たちは一日にどのくらい考え事をしているのでしょうか？過去の出来事を「あの時ああすればよかった」「あんな事を言われた」と何度も振り返ったり、これから起こる未来についていろんなパターンを考えて不安になったり、頭の中が「思考」や「感情」で渦巻いてストレスを感じている方は多いのではないのでしょうか。

この本の中で「マインドフルネス」は、自分が感じていることに気づき、その感情や欲求をジャッジせず「理解」してあげることとあります。また、心と身体はつながっており、身体を変えることで呼吸が変わり、呼吸が変わることで、心も変わっていくとあり、瞑想・ヨガについても触れています。自分の心と身体を客観的に見つめることで、自分の心とうまくつきあえるようになれば、気持ちも軽くなるのではないのでしょうか。

スポーツ選手や有名企業の研修でも取り入れている「マインドフルネス」。最近たくさんの本が出ていますが、この本は手軽でわかりやすく書いてありますので、まずは興味を持った方のきっかけになる一冊としてオススメします。

(グループまどか 清水 美香)

編集後記



明けましておめでとうございます。昨年皆さんはどのような1年でしたか？私は、さくらハウスの業務と子育てで大忙しな1年でした。さくらハウスに異動になり早くも3年目に突入し利用者の方とも打ち解け、忙しい中でもとても充実した1年間でした。私生活では上の男の子が5歳、下の女の子も今月2歳となり、ほぼ毎日下の子にお兄ちゃんが泣かされています……。毎日が戦場ですが、とても早い子どもの成長が楽しみでもあります。

私自身も子ども達の成長に負けじと、日々の仕事・暮らしの中で成長出来る機会を逃さない様心掛けていきたいと思えます。

今年1年、皆様にとって良い1年となりますように……。

(さくらハウス 久田 侑紀)